

## 令和3年度 社会福祉法人守山市社会福祉協議会事業計画

### I 基本方針

令和2年1月に国内初となる新型コロナウイルスによる肺炎患者が確認されて以来、その感染は拡大を続け、3月に全国一斉臨時休校、4月には緊急事態宣言が発出され、令和3年1月には一部の都府県を対象に2度目の緊急事態宣言が発出されました。

こうした新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの生活はもちろん、社会福祉を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしました。これまで当たり前のように考え、進めてきたすこやかサロンや子育てサロンで住民同士が集うことができず、民生委員・児童委員や福祉協力員、その他関係団体が連携して進めてきた訪問活動なども大きな制約を受けざるを得ませんでした。「つながり」や「支えあい」を基礎として進めてきた地域福祉活動が、これほどまでに脅かされたことは、いまだかつてありません。

しかし、そうした中においても、工夫して訪問活動やサロン活動を継続いただく団体や、特別定額給付金を困っている人のために役立ててほしい、食材等を提供したい、あるいは、困っている人のために弁当を作って届けたい、といった個人の存在に気づかされ、さらに「みんなが主役 つながる 支えあう 福祉のまちづくり」を一層進めていく必要があると実感することとなりました。

また、国においては、地域共生社会の実現のため、社会福祉法の一部改正が行われました。制度・分野ごとの縦割りや、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、地域や社会を創ることが地域共生社会の理念として掲げられています。こうしたことにより、多様な支援機関や団体が連携し、一人ひとりの多様な参加の機会の提供や地域づくりを柱に、福祉関係だけでなく、まちづくり、住宅、地域、環境、教育などが一体的に支援を必要とする人やその世帯の課題を解決するしくみを作ろうとするものです。

守山市社会福祉協議会は、設立以来、住民主体による福祉のまちづくりを進めてきました。地域住民の生活の基礎単位を拠点とする自治会健康福祉部会や学区社会福祉協議会と、解決すべき課題に立脚するボランティアグループや福祉関係団体等の活動推進に努めてきました。

令和3年度については、現在の状況下にあつて、住民ニーズを捉え、時代に応じた活動を展開し、課題を抱える人およびその家族が、地域で安心して生活を営むことができるよう、地域住民、福祉関係機関や団体はもとより、多分野とも連携協働をしながら、積極的に取り組んでまいります。また、活動が計画的に着実に進めることができるよう、第4次守山市地域福祉活動計画と行うとともに、市社協発展強化計画の策定を行います。

介護事業の分野にあつては、新型コロナウイルス感染拡大により、利用者および職員の安全・安心を第一として、標準予防策の徹底実施を始めとする種々の感染防止対策を講じながら、事業の継続をしております。とりわけ通所介護事業および認知症対応型通所介護事業においては、ソーシャルディスタンスをとる必要があることから、利用定員を減員するとともに、飛沫防止パネルやオゾン発生装置の設置など徹底して感染対策に努めました。令和3年度については、定員の見直しや変形労働時間制を更に進め、運営の効率化に努め収支の改善を図っております。

また、訪問事業についても、職員の体調管理や標準予防策の徹底を行い、利用者の希望にこたえてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルスの影響で、一堂に集まったケースの引

継や研修に苦慮したことから、外部研修を積極的に進めるとともに、オンラインによる伝達等も検討してまいります。また災害時や感染症発生時の対策として、具体的なマニュアルの作成を検討してまいります。

また、守山市から受託し、令和3年4月から開所する中部地区地域包括支援センターについては、担当学区（吉身学区・玉津学区）にて介護や生活に不安のある高齢者やその家族のために、相談支援や課題解決に取り組みます。これまでの社協と地域とのつながりを生かし、高齢者の総合相談窓口として地域の一員として貢献できるように努めます。

以上を基本方針として、各部門ごとに重点事項を定め、内部連携を図り、役職員一丸となって、地域福祉の推進、地域共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

## II 重点事項

### 【1】地域福祉事業

#### (1) 第4次地域福祉活動計画の策定

新型コロナウイルス感染防止の観点から計画を1年延伸している第4次守山市地域福祉活動計画については、学区懇談会、自治会アンケート、ヒヤリング等の結果を踏まえ、「守山市地域福祉活動推進委員会」で令和2年度に引き続き検討・協議を進めます。

#### (2) 地域力強化推進事業（重層的な地域支援体制整備事業：市受託）の実施

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現と地域力の強化を図るため、地域づくり支援事業や参加支援事業を積極的に展開します。

#### (3) 災害ボランティア体制の充実

災害発生時に開設する「災害ボランティアセンター」を円滑に運営できるよう、「災害ボランティアセンター運営ネットワーク会議」を開催するとともに、災害ボランティアや災害ボランティアセンターについて幅広く知ってもらう「災ボラ！カフェ」を開催します。

#### (4) 社協の見える化の推進

多くの住民の地域福祉活動への参画を促進し、住民主体の福祉のまちづくりが進むよう、また、社会福祉協議会や地域福祉活動への理解を高められるよう、「見える化」を推進します。

社協だよりにおいては、住民参加型の紙面づくりに努めるとともに、福祉活動への参加のきっかけとなるよう「社協ほっと♡ホット福祉大賞」を充実します。

また、学区社会福祉協議会活動の拠点に啓発物の設置を促進するとともに、社協職員が積極的に地域に出向き、動く広告塔となるよう努めます。

### 【2】介護等事業

#### 1 介護事業の環境と雇用環境の改善

新型コロナウイルス感染防止対策をはじめ、利用者や職員の安心・安全を考慮しながら運営するため、環境整備を実施します。また、事業運営の効率化を推進するため、職員体制の見直しや変形労働時間制をすすめてまいります。

## 2 主な介護各事業

### (1) 居宅介護支援事業

利用者の在宅での生活を支え、地域福祉に貢献できるよう介護支援専門員の資質向上をすすめ、研修への参加を促進します。介護事業部の各事業所と情報共有を密にし、営業部門の役割を果たせるよう地域や利用者に応じます。

### (2) 訪問介護事業

職員育成や新規採用を進め、長期に安定したサービス提供が可能となるよう、将来を見据えた職員体制の確立をめざします。

### (3) 通所介護事業

新しい事業所スタイルを目指すため、デイサービス利用者定員を見直し、現在の施設基準上の「大規模」から「通常規模」に移行します。これによる報酬単価の上昇を踏まえ、サービス体制を整備し、経営改善を図ります。

### (4) 認知症通所介護事業

重度利用者の受け入れ体制、個別対応・家族支援・口腔ケアの実施などが充実していることを市内居宅介護支援事業所に案内することにより利用者層を広げ、経営の安定化に努めます。

### (5) 訪問看護事業

継続実施している終末期看護については、今後在宅看取りのニーズが高まることから、地域医療福祉の貢献のために終末期看護の質・量の向上をめざし、家族および利用者に助言や精神的なケアを取り組んでいきます。

## 【3】 地域包括支援センター事業

吉身学区、玉津学区を担当エリアとする、中部地区地域包括支援センターの運営を守山市から受託し、令和3年4月からすこやかセンター2階に開所します。

担当エリア内における高齢者やその家族のための総合相談窓口として、住民から頼りにされるよう、職員の資質向上につとめるとともに、関係者と顔の見える関係を構築してまいります。

## III 事業別計画

### 1 法人の運営

住民からの信頼と理解を得られるよう、法人の運営状況について、より一層透明性を確保し、住民への情報公開を積極的に行います。また、住民や施設・団体・事業所等の地域福祉活動への参加促進を図るため、職員の資質を高め、広報啓発活動を充実します。

#### (1) 役員等による運営体制

ア 役員会等の開催

イ 経営会議、管理者会議の開催

- ウ 監事監査の実施
- エ 第三者委員会の開催
- オ 役員等研修会の実施

(2) 運営管理

- ア アドバイザー（税理士・社会保険労務士）の配置
- イ 産業医の配置（介護事業部）
- ウ 会用车、活動備品、事務機器・ソフト・システムの整備・保守・会計サーバーの更新
- エ 職員研修の実施（階層別研修、課題別各種研修への参加、全体研修）
- オ 調整会議の開催
- カ 行政との情報交換会の開催

(3) 広報啓発活動の推進

- ア 社協だよりの発行（年4回発行：7月、10月、1月、4月）
- イ 社協ほっと♡ホット福祉大賞（川柳と写真の募集）
- ウ ホームページの即時更新）
- エ フェイスブックの活用によるリアルタイムの情報発信
- オ 職員出前講座の実施
- カ インターネットでの募金の呼びかけ

(4) 表彰・顕彰

- ア 社会福祉事業功労者等表彰式の開催  
（社会福祉功労、育成功労、感謝、ほっと♡ホット福祉大賞入賞者）

(5) 会員（会費）の募集

- ア 一般会員加入依頼（1世帯200円・5月に自治会を通じて依頼）
- イ 賛助会員加入依頼（個人・一口1,000円・9月に自治会を通じて依頼）
- ウ 特別賛助会員加入依頼（事業所・一口5,000円・7月に依頼）
- エ 施設および団体会員加入依頼（一口1,000円・7月に依頼）

(6) 財源確保の取り組み

- ア 会員募集カラーチラシの全戸配布と啓発
- イ 社協だより広告募集（会員加入依頼時にチラシを同封）
- ウ 企業や施設、団体を訪問しての勧奨

2 小地域福祉活動の推進

「みんなが主役 つながる 支えあう 福祉のまちづくり」をめざして、学区社協や自治会、また民生委員・児童委員等との連携を深め、地域ぐるみによる見守り・支えあい体制の構築を意識した、小地域福祉活動を推進します。

(1) 学区社協との連携強化

- ア 学区担当職員の配置（正規職員）
- イ 学区社協連絡会議の開催（年1回）
- ウ 地区会館福祉コーディネーター連絡会議の開催（隔月）

エ 学区社協理事との懇談会開催

(2) 学区社会福祉協議会への助成

- ア 学区社協課題解決助成金(5万円×7学区)
- イ 学区社協歳末事業助成金(5万円×7学区)
- ウ 見守り支え合い活動への助成(訪問1人あたり年額最大1,200円を助成)
- エ 小地域福祉活動推進事業費(10万円+1万円×自治会数)
- オ 学区地域福祉活動計画推進費(90円×一般会費納入世帯数+納入賛助会費の半額)
- カ 福祉協力員活動費助成(協力員一人あたり5,000円)
- キ 学区すこやかサロン事業への助成(食事有兼体操有1回あたり1.1万円)
- ク 学区在宅介護者のつどいへの助成(1万円+参加者×1,000円)
- ケ ひとり暮らし高齢者などふれあいお楽しみ会への助成(2万円+参加者数×1,500円)
- コ サロンボランティア活動講座への助成(1開催1万円)
- サ 若者の出番づくり活動への助成(学区社協と自治会が対象、1件3万円)

(3) 自治会福祉活動への支援

- ア 自治会健康福祉部会活動強化活動促進助成(条件により最大3万円:総額80万円)
- イ 自治会在宅介護者のつどいへの助成(5,000円+参加者数×1,000円/回、年2回まで)
- ウ 自治会子育てサロンへの助成(月あたり2,500円、参加者数による加算最大3万円)
- エ 見守り支えあい活動への助成(再)
- オ 若者の出番づくり活動への助成(再)
- カ 自治会すこやかサロンへの助成(1自治会11,000円を限度/月:総額132,000円・年、食事付1万円、食事無4,500円、体操1,000円加算)

(4) 地域福祉推進員の活動推進

- ア 地域福祉推進員連絡会議の開催(月1回)
- イ 第3次守山市地域福祉活動計画の進捗管理
- ウ 学区地域福祉活動計画の推進

(5) 福祉協力員の活動推進

- ア 委嘱状交付、全員研修会の実施
- イ 各学区福祉協力員代表者会議の開催
- ウ 福祉協力員活動費助成

(6) 小地域見守り支えあい活動の推進

- ア 緊急医療情報配備事業(暮らしの安心メモ・命のバトンの配付)の推進
- イ ひとり暮らし高齢者への年賀状の送付
- ウ 寝たきりの高齢者への歳末ふとん丸洗いサービスの実施(一部負担有り)

(7) 地域福祉フォーラムの開催

- ア 企画・運営会議の開催
- イ 表彰(再)、講演会の実施
- ウ 福祉活動等の展示ほか
- エ 障害福祉関係者で開催する「ふれあいフェア」との一体的開催

(8) イベント機器、レクリエーション機材等の貸出事業

- ア 地域住民による主体的な活動の支援
- イ 本会活動の理解促進

(9) 第4次守山市地域福祉活動計画の策定

- ア 守山市地域福祉活動推進委員会の開催
- イ 福祉関係機関会議の開催
- ウ 活動計画冊子の作成
- エ パブリックコメントの実施

(10) 地域力強化事業（重層的支援体制整備事業：市受託）

- ア コーディネーターの配置
- イ 「再縁寺」事業の実施
- ウ 伴走型による相談支援
- エ 参加支援、地域づくり事業の実施
- オ 生活支援ボランティアの養成
- カ 地域福祉フォーラムの開催（再）
- キ 自治会健康福祉部会の設置・充実に向けた支援（再）
- ク 福祉施設連絡会の開催
- ケ 市内事業所との見守り支えあい協定の締結

(11) 生活支援体制整備事業の推進（市受託）

- ア 第1層(市域)生活支援コーディネーターの配置(市社協職員)
- イ 第2層(学区)生活支援コーディネーターの配置(地域福祉推進員)
- ウ 第2層に話しあいの場(協議体)の運営支援と地域に応じた地域づくりの推進

### 3 ボランティア活動の推進

住民主体の福祉活動を推進するため、ボランティア活動の普及啓発や情報提供を積極的に行い活動機会の充実に努めるとともに、地域の課題を受けとめ解決するために、暮らしを見守るボランティアの活動推進に努めます。

(1) ボランティアセンターの運営

- ア ボランティアコーディネーターの配置
- イ ボランティア活動の相談・調整・紹介
- ウ ボランティア活動に関する講座・研修会の開催
- エ ボランティア活動に関する情報の提供（社協だより・ホームページ）
- オ ボランティア活動保険、行事用保険等の加入受付
- カ ボランティアグループの活動支援（登録グループへの助成、ボランティア連絡協議会との連携、各種助成制度の案内）
- キ 福祉教育への支援、用具の貸し出し
- ク 学区や地域のボランティア活動との連携・協力

(2) 災害ボランティア体制の充実

- ア 災ボラ！カフェの開催
- イ 災害ボランティアセンター運営ネットワーク会議の開催
- ウ 災害ボランティアコーディネーター会議の開催

(3) ボランティア活動に関する事業の実施

- ア 市広報点字版発行事業の実施（市受託）
- イ お話し相手ボランティア派遣事業の実施（市受託）
- ウ 福祉有償運送事業の実施
- エ いきがい活動ポイント事業の実施（市受託）
- オ いきいき活動応援事業の実施

(4) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業：市受託)の実施

- ア アドバイザーの配置
- イ 会員の募集、登録
- ウ 会員の相互援助活動の調整
- エ 講習会、交流会の実施

(5) その他のボランティア活動等の推進

- ア ひきこもり支援事業の実施
- イ こども食堂実践者交流研修
- ウ 車いす車両貸出しお出かけ応援事業（車イス車両の貸し出し）の実施
- エ ペットボトルキャップ回収事業の実施

#### 4 相談・支援事業の実施

地域住民の暮らしの心配ごとや困りごとをまるごと受けとめ、寄り添いながら、市社協が持つ、ボランティアセンターや善意銀行などあらゆる機能を活用し、関係機関と連携しながら、課題解決に向けて伴走型の支援を行います。

- (1) 市社協職員による心配ごと相談の実施
- (2) 地域福祉権利擁護事業の実施
  - ア 自立生活支援専門員の配置（市社協職員）
  - イ 生活支援員の配置による支援活動の展開
- (3) 生活困窮世帯への歳末たすけあい配分の実施
- (4) 生活困窮世帯への相談・支援の実施（食糧等の支援・緊急一時生活資金の貸付・貸付金滞納整理）
- (5) 家計改善支援事業の実施（市受託）
- (6) 生活福祉資金の貸付相談
- (7) 地域力強化事業（重層的支援体制整備事業）との連携

#### 5 善意銀行運営事業

市内外の皆さまから、善意の寄附（金銭、物品）を受け、寄附者の意向に沿いながら、これを効果的に活用することで、地域福祉の推進を図ります。

- ア 火災等に見舞われた世帯への災害見舞金の贈呈

- イ 児童養護施設「守山学園」の園生に小学校入学祝品および学園卒園者に祝品贈呈
- ウ 全国健康福祉祭(ねんりんピック)に滋賀県代表として出場する高齢者へ激励金贈呈
- エ 民生委員・児童委員が行う生活困窮者一時資金貸付への原資の支援(再掲)
- オ 生活困窮者へ食料品(米、その他)の支援(再掲)
- カ 社協が行う地域福祉活動への助成
  - ・社協だよりの発行経費(善意銀行だよりに掲載、各戸への配付経費他)
  - ・学区社会福祉協議会活動への助成
- キ 寄附者の指定する事業や施設等に寄附金品を贈呈(指定寄附)

## 6 基金運営事業

各基金を確実・安全な方法により管理・運用し、地域福祉活動に活用します。

- (1) 福祉基金
- (2) ボランティア基金
- (3) 中村一彦・鈴子ほたるの子基金

## 7 介護等各事業

### (1) 通所介護事業(石田デイサービスセンター)

ア 利用定員を40名から35名にすることにより、施設基準上の大規模から通常規模への移行を行い、報酬単価を上昇させ、より効率運営と経営改善をはかります。

イ 継続して重度要介護者の利用を促進するため、市内の居宅介護支援事業所にパソコン等を活用して情報提供を行います。

### (2) 認知症対応型通所介護事業(認知症対応型デイサービスひだまり)

ア 受入体制が整っていることを市内居宅介護支援事業所に積極的に案内し、利用者の確保を行います。

イ 訪問や電話により、家庭での様子や不安などの情報を共有し、サービス提供に反映するとともに、家族交流会を定期的開催し、家族同士の情報の共有ができる場を提供し、家族支援の強化を図ります。

### (3) 居宅介護支援事業

ア 将来を見据えた職員体制の整備すすめるため、増員や職員育成を行います。

イ 地域福祉に貢献できるよう研修などに積極的に参加し、介護支援専門員の資質向上をすすめます。

### (4) 訪問介護事業

ア 研修計画を見直し、特定事業所の要件でもある個別研修に積極的に参加します。

イ 次世代の職員体制確立のため、若い世代の職員育成や採用を検討します。

### (5) 障害者自立支援事業

ア 同行援助に必要なガイドヘルパーの資格取得者を増やします。

イ 訪問介護とのサービスのバランスを見直し、長期に安定した支援を継続して提供します。



(6) 訪問看護事業

- ア 在宅看取りのニーズが高まることが予想されるため、終末期看護の質・量ともに向上をめざし、利用者や家族に具体的な助言や精神的なケアが行えるよう取り組んでいきます。
- イ 精神科、難病、小児看護の受入については、多くの職員が対応可能となるよう研修参加し、利用者を増やすため医療機関との連携を強化していきます。

8 中部地区地域包括支援センター事業の受託経営

守山市から委託を受け、担当学区（吉身・玉津）での介護や生活に不安のある高齢者やその家族のための総合相談窓口として、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士その他の専門職員を配置し、相談支援、課題解決に取り組めます。

ア 担当地域の民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、介護・医療関係者等との顔の見える関係づくり、ネットワークの構築及び整備を行います。

イ 自治会に出向いての出前講座や家族介護教室の開催、家族介護教室の開催など地域に根付いた活動を行い、地域の把握に取り組めます。

9 その他地域福祉を推進する活動

- (1) 共同募金運動の推進(守山市共同募金委員会事務局として)
- (2) 赤十字事業の推進(日本赤十字社守山市地区事務局として)
- (3) 戦没者追悼事業への助成
- (4) 社会福祉現場実習の受け入れ

